

中津近郷

キリシタンおぼえがき

島 通夫

(一) 細川父子と切支丹

中津近郷の切支丹関係は記録の上では、慶長五年（一六〇〇）細川忠興公の入城の頃より始まる。

それ以前、慶長三、四年頃豊前の領主黒田長政は父孝高（よしたか）の勧めによって小倉にて洗礼を受け、その領内には約一千人のキリシタンがあったといわれ、長政自身の使用していたKNAGAMASAの切支丹ローマ字印章は有名であるが、しかし、中津にまつわるキリシタン関係は文献の中に見あたらぬようである。

細川忠興は慶長五年十一月豊前の領主となつてから、肥前松浦公（平戸藩主）の一族であるドン・ゼローム（籠手アントニの子）その子ドン・トマスの父子並びに平戸のキリシタン追放者を秘かに召し抱えたという。また神父グレゴリオ・セスベテスの意を強く用いて、細川家の一族はいづれも熱心なキリシタンとなつたという。

また、慶長八年（一六〇四）頃、忠興は最も切支丹信仰を熱愛し、小倉には三人の耶穌（ヤソフ）会士（専任宣教師）を置き、立派な伝道所を造つたという。

また、慶長五年秀吉の迫害によつて痛（いた）ましい自刃を遂げたガラシャ珠夫人（明智光秀の娘で熱烈なクリスチャン）の盛大なる昇天祭（ミサ）礼を、慶長八年小倉にて行ない、慶長九年には当時死刑の宣告（秀吉の取り締りにより）をうけていた二十九人の命を助けてやつたという。ガラシャ珠夫人の墓は大坂淀川にある細川家の菩提（ぼだい）寺にあるが、忠興父子は豊前中津に移封後参詣（さんげい）もままならぬので、中津城内二の丸にマリヤ観音を祀り祈願所を設けてその冥福（めいふく）を祈つた。秀吉の切支丹禁制がやかましくなつてか

ら、長福寺と名付け（元裁判所大銀杏樹の所）観音崇敬の寺ということにしたものである。当時、忠興公と同じ千利休の友弟子であった同じ切支丹の古田織部の勧めによって、マリア観音を刻んだキリシタンの織部燈籠を秘かに城内にも祀ったもので織部燈籠が中津に現在も四基遺っているが、この由緒については別項に述べることにする。

ゞぎんなんぎんなんちよぼぎんなん

長福寺のぎんなん瘡せぎんなん

ころころころころんで泣きぎんなん

と古くから童唄わらべうたとして歌われた長福寺は、悲願のヒロインガラシヤお珠夫人の祈願所へ植えられた銀杏の大樹の実がその喬木きょうぼくにも似合わず、細くて丸い小さな可愛かわいいさまを哀かなしくも歌ったのであろうか。

レオン・パジェス（伊太利人・神父）の一八六九年（明治二年）版の「日本切支丹宗門史」吉田小五郎記（岩波文庫）によると、「豊前と豊後の一部の大名、長岡越中殿（細川忠興）も亦熱心なるキリシタンで、宣教師達に並々ならぬ好意を示した。公家方の孫女と結婚した内記殿（忠利）といふこの大名の世子も亦、父に劣らぬクリスチャンで、多くの同情を寄せていた。彼は中津に居住し、司祭一人修士一人のいる一伝道所の費用を負担していた。そして年々生母ドンナ・カラシヤの記念のミサを立てることを忘れなかった。」と細川父子、中津、小倉在領当時の切支丹信仰保護政策を賞讃している。その後細川父子の切支丹熱は家老加賀山隼人の熱情により、ますます盛んになるばかりで、忠興は小倉、中津の間を往復していたので、豊前の信者は三千人余にのぼり、忠興もしきりに切支丹宣教師との交わりの中に異国趣味も増し、ローマ字の切支丹印判をよく使用したもので、求菩提山寄進の古文書や大貞薦八幡社古文書にも押印されたものが現存している。

しかし、慶長十五、六年頃になると、秀吉の禁制政策はいよいよ厳しくなり、特に九州平戸、長崎、島原への敵刑政策は、福岡、小倉、中津へと押し迫り、神父セスベデス（伝道生活三十余年）の死後は、細川家も切支丹庄制政策へとかわってゆくのである。

小倉にある「細川家の記録」によると慶長十九年（一六一四）当時の項に「豊前中津の在、伊藤田福島の名主福島半右衛門以下農民四十七名が転宗した」とあるが、おそらく細川の切支丹制庄におびえて、当時の農民大衆にまで侵透していた切支丹の人々がその嚴罰を怖れて、名主以下一族農民が仏教へと改宗したものであろう。

福島家は、現市内三保区福島の名利長久寺の門前西側の旧庄屋邸にて、この家の門外不出の古文書の中には細川藩政当時のキリシタン関係の記録が納められているのではないかと、この開封の好機を待っている次第である。

またパジェスの「切支丹宗門史」下巻第三章には「豊前の領主越中殿、迫害を始む」とあり、「豊前の大名越中殿（細川忠興）は長い間好意を示して来たが、今度政治的利害と傲慢とから、宗教とその宣教師の敵として名乗りを上げた。この年の記録には、六箇国に三十七人の殉教者を数え、その中のある者は斬首せられ、他は逆さつるしにされた。」

この元和四年（一六一八）は九州の諸大名いずれも切支丹軟柔政策より猛烈なる迫害制策に切りかわり、萩の毛利公、筑後柳河の立花公などいずれも強行政策が行なわれたもので、武家、町人、農民、山伏修験者などにもおよび、改宗をせぬものごとごとく殉教死刑されたものである。

元和四年（一六一八）細川藩下における殉教者は同書の註書の中に

『二月十五日、城下小倉においてジュスト・ナカムラ（○・中）十五歳になるその子ジュリアノ、または、ヨハネ・シモン・ウオノゴラ・サエモン（○・小野五郎左エ門）十二歳になるその子パウロ・トマス・クチバシ・ゼンエモン（○・土橋善右エ門）（ヨハネ、バマタ・ザエモン（○・久保又エ門）以上斬首さる。

これらの犠牲者の妻は、赦された。

ヨハネは、將軍の長男の家老であった。彼はすでに、一六一四年、不幸にも乗教していたのであった。一六一五年、彼がオルファネル神父を厚遇するや、神父は、再び彼を天主に導いた。

二月二十六日、小倉附近の中津において、トマス・クチハシ（○・土橋？）の子ミカエルと、ヨハネ・クバマタ（○・久保

又左エ門)の子トマス 以上は斬首された。

二月二十八日、小倉において、レオ・リザイ(○・利齋)、その妻マルタ・ヨハネ・ジヒョーエ・シマンダ(○・島田次兵衛)、その妻、アンナ、その子二歳のトマス・ペトロ・ススザエモン(○・助左エ門)、六歳のマルコ、斬首さる。

同日、中津において、——ベネディ・クチノ・クエモン(○・櫛野九右エ門)、ヤコボ・グジ・ジンザイ(○・宮司仁齋)、トマス・キンスケ(○・金助)——以上斬首さる。

三月一日、(または五日)、中津において、ピンセンレオ・シंगा(○・志賀)、(またはイチザエモン○・市左エ門)、シモン・ナエモン(○・奈右エ門)、ヨハネ・ユウシン・ミヤナガ(○・宮永裕信)、この二人は血を分けた兄弟で、弟はイエズスの神父の伝導士であった。ヨハネ・ヨヒョーエ(○・与兵衛)、ステファノ・ロザイ(ROSSY)、ベネディ・クチノ・リエモン(○・櫛野利右エ門)、ペトロ・エンタロー(○・円太郎)、このエンタローはイエズス会の神父たちの宿主——みな、刑^{たけ}された。』

その後七月二十五日にも小倉において大量の殉教磔が行なわれている。以上細川関係だけについても小倉において二十五名、中津において十三名ものが殉教の極刑を受けている。また、翌元和五年(一九一九)には知行一万石の家老加賀山隼人正興の死刑とともに領内三千人の切支丹宗徒が斬首、逆磔、火磔などの極刑に処せられているのである。そうしてかの故ガラシヤ珠夫人の冥福した観音院やキリシタン信仰の織部燈籠はどのようになつたのであろうか。その記録と文献もなく、ただ長福寺の伝承とわずかに四基の織部燈籠が残っているだけであの熱烈な信仰とあの厳しい禁教でおくつた細川藩政三十余年間のキリシタン資料はどこに眠っているのであらうか。またその悲惨な斬首や磔刑が行なわれたであらう刑場はどこであつたらうか。龍王長浜の地獄原であらうか。明治初年まで行なわれていた鍔矢堂西下の矢流川沿いの梟首場^{きよしゆ}であらうか、さては川向うの天仲寺下の権蔵敷^{こんざうやぶ}や和井田城の首斬坂であつたらうかなど想起しつづつ三六〇余年前の切支丹圧制の悲話を思うのである。

城外宮永のはずれには「山やしき」や「くらやしき」の名がのこり福島や伊藤田の田園にはガランドヤやガランドウなどの

地名がのこり時折り人骨や玉や刀剣の錆びたものが出土するというが何か切支丹に関係した所ではないかと思つたりする。この夏、三度目の平戸島訪問から島原城天草本渡への旅行をしたが団体旅行のため好きな資料研究はできなかつたが、ちつと視つた中にも平戸松浦資料館や本渡の切支丹館の展示物の中には「日田代官所切支丹禁制布告」や本渡市の切支丹館の「豊前豊後宗門帖」他日田天領、豊後高田島原領などの中に豊前関係のものがあり、熊本や八代の細川家資料の中には中津の切支丹関係のものもあるのではないかと思つている。

(二) 隠れ切支丹と織部灯籠^{おりべどうろう}

天正十五年（一五八七）九州征討にあつた秀吉は、突如として六月十八日に切支丹の禁教令を出した

覚

一、伴天連^{ばてれん}門徒の儀は、その者の心次第たるべき事

一、国郡在所を御扶持に遣はされ候を、其の知行中の寺請百姓以下を心ざしも之れ無き処、押し付けて給人伴天連^{ばてれん}門徒に成るべき由、申し理不尽に成し候、曲事^{くまこと}に候事。

一、式百町、二、三千貫より上の者伴天連^{ばてれん}に成り候におゐいては公儀の御意を得奉り次第に成り申すべき事。

一、国郡又は在所を持ち候大名、其の家中者共、伴天連門徒に押し付け成り候事は、本願寺門徒の寺内を立ちしより、太だ^{はなは}然るべからざる儀に候間、天下のさわりに成べく候条、其分別^{べつべつ}之れ無き者は御成敗を加へらるべく候事。

一、（以下二項略す）

天正十五年六月十八日

この六月十八日長崎よりの帰途、博多にて最初の禁令を出した秀吉はまだ民衆の信仰をほぼ自由に認めていたが、大名、家

中の者には、かつて一向宗門徒の一揆のような性格をおびる危険性があるから許可をうけて信仰せよとのべている。しかしわずか一日ちがいで、六月十九日には、厳しく宣教師の追放を命じている。

定

一、日本は神国たる処、きりしたん国より 法を授け候儀^{はなは}ただ以つて然るべからず候事。

一、伴天連其の知恵の法を以つて、心ざし次第に壇那^{だんな}を持ち候と思し召され候の条、伴天連儀日本の地にはおかせられ間敷候間、今日より廿日の間に用意仕り、帰国すべく候。其の中に下々伴天連に謂れざる族^{やから}、申し懸くるもの之れ在らば、曲事^{くまご}たるべき事

一、黒船の儀は商売の事に候間、各別に候の条、年月を経諸事売買いたす事。

一、今より以後、仏法のさまざまげを成さざる輩^{ゆかり}は、商人の儀は申すに及ばず、いづれにしてもきりしたん国より住還くるしからず候条、其の意を成すべき事

己^い上^{じやう}

天正十五年六月十九日

(松浦家文書)

こうして秀吉は集権的な専制支配の政策からも早晚こうした厳禁を下すべき運命にあつたのでキリシタン禁圧を唱えていながらも黒船との貿易は止むなく許可していたのである。

秀吉の禁教令の急速な敵命は小倉、中津の領主細川忠興においてもただならぬ情勢となつた。領内三千人にも及ぶ切支丹婦依者について禁教令を矢継早やに下命するとともに、小倉の大教会堂での礼拝^{みま}を密かに行なうとともにコレシオ(神学校)の閉鎖を行ない、中津の城内二の丸の祈願所(故ガラシアお珠夫人の御霊所)を長福寺と改め観音信仰と称して秘かにマリア観音像を祀^{まつ}るなど賢明なる領主細川父子は秀吉の禁教の線に沿って動きだしたのである。小倉にては忠利の洗礼を行なつた親敬の神父セスペテスを追放し、中津にては熱心なる切支丹信者の家老加賀隼人を竜王浜沿いの長浜屋敷に幽閉^{うちきよ}して塾居^{ぢやう}させるな

ど前号において述べたように、次々と切支丹信者の弾圧がはじまったので、一旦帰依した人々は秘かに隠れて信仰をつづけるようになり、また遠く領外へ逃れたり、山峡の地や洞窟の中に密教を守るといふ風になつて来たのである。近くは耶馬山郷しゅうらくの聚落、あるいは求菩提くぼてや英彦山えひこさんの山岳宗教と密繫みつかけして山伏をたよりかくれ切支丹としての潜行をつづけたものもあるという。

特に平戸、天草、五島、長崎、島原のごとく極端なる弾圧や密教信仰までは行かなくてもかかつての領主、黒田も細川も自ら切支丹の洗礼を受け、切支丹のローマ字印判を愛用し、領内の信者数二千から三千も数えるといふほどであつたから、いかに禁教令を下し、宗門改めやころびの方法をもちいたとも秘かに信心するものは絶えなく、小笠原時代（六十余年）奥平藩政（明治維新）までに到つても隠れ切支丹の礼拝（屋内神、集合拝）は何かの形で何かを祀つて行なわれたものである。曰く山屋敷、ガラン洞屋、肥前屋、西来寺（略）などは何かの故縁で切支丹遺跡につながるのではないかと思う。

またその隠れ切支丹信仰の尊像についてはマリア観音、慈母観音、子安観音など観音信仰に結びつけたものが多いが中には九人地藏、六人地藏尊、子持地藏などになぞらえたものもあり、荒神様や庚申塔こうしんとう、猿田彦大神などになぞらえてそのいずれかの隠れ箇所かづらにクルスやイエス、マリアや十字の陰刻を標したりして八日観音、十二日地藏、六十日目ごとの庚申日など定めて表面ではそれらの信仰の如く見せかけてその定められた供養日には衆団してお詣りをしていたといふことである。

中津の藩主細川忠興公（隠居して剃髮後三斎といふ）は当時最高の文化的教養人細川幽齋の子にして武学技兼備の大名であつたが茶道の芸については特に名高く千利休門下七賢の筆頭であり天正十九年（一五九一）秀吉の怒りに触れて利休が堺の自邸に塾居を命ぜられて聚楽の屋敷から淋しく淀川を下るとき秀吉を憚おぼつて見送る人もない中に三斎と古田織部だけが岸を離れる利休の小舟を見送つたといふことである。この親友の古田織部正重勝と有名なキリシタン大名高山右近がたくさんの利休の弟子仲間の中で切支丹信奉者であり茶の道での利休の高弟であり、親しい仲であつたのである。

古田織部は高名の茶人であり優雅人であつて枯淡清雅な織部焼甗かまの創始者であるが一つには庭園楽邸の裝飾用として風雅で珍奇な織部灯籠とうろうを創案し茶人の教奇屋や別邸の庭などに建てて点灯てんちやうされたものである。この種の庭園用の織部灯籠は京都の修

学院や桂離宮をはじめ有名なる築庭には一基や二基はよく飾られてはいるが、この織部灯籠が単なる飾り灯籠ではなく切支丹信仰の崇拜物として、一種の灯籠に見せかけてマリアの尊像を刻み尊拝していたのが同じ織部灯籠すなわち切支丹灯籠である。

この隠れ切支丹の織部灯籠がかつて切支丹大名でありガラシアお珠夫人の主君であり、古田織部正と懇親の間柄であった細川三齋公の城下中津に現存することはむべなるかなと思われるものである。

現在中津には県指定である殿町井上眼科医院邸（旧逸見志摩守家老屋敷）の一基をはじめ、大雅堂のある自性寺（奥平藩公菩提寺）、浦町養寿寺、金谷南ノ丁井上次郎氏邸の各一基ずつ四基が遺つてゐるのはまことに貴重な切支丹資料である。いまこの四基の切支丹灯籠の由縁について述べて見よう。

県は昭和三十四年三月三十日切支丹遺物として中津市殿町井上茂夫氏所有の織部灯籠一基を重要民俗資料として指定した。この灯籠はキリスト教信者が潜伏礼拝の対象としたもので、城州西岡の城主古田織部正重勝の考案になる石灯籠である。この織部灯籠は御影石で作られ、笠や火袋は普通の石灯籠と変りはないが、竿の処がラテン式十字架となつており、竿の正面下部に長布をまとつた僧形の人物が舟形の浅いくぼみの中に浮彫りされている。この灯籠の総高さ一五七、六センチ、竿の高さ七八、八センチ、厚さ一九、七センチ、その幅二七、三センチ、下部に高さ三三、三センチの僧形の人物が浮彫りされている。その石材は京都産の北白川石と推定されるがその笠と宝珠はこの石灯籠のものではなく六角形の凹穴（よぼけつ）があり後で寄せたものであるが、しかし剣菱（つるぎまがし）に透かし彫りされた十字形の紋様のあるのはキシントンの象徴であり珍しいものである。

「かく潜れキシントンの信仰（切支丹灯籠）」の著者で切支丹研究家の鳥取民芸館長松田重雄氏が数年前全国の潜れ切支丹灯籠の調査をした時、私も中津城下四基の織部灯籠について実測、写真、スケッチ、その由緒について調べたことを報告し、前記著書に記載されているが昨年秋十一月末、松田氏が実物見学のため実地調査に来られたので終日案内をしてその研究調査をつぶさに見開きしたのであるが、この幕末の進歩的蘭学者逸見蘭婉（家老志摩）邸の一基がどこにあったものであろうか、当初から家老邸にあったのではなく他の三基と同じようにどこかの寺院内にかくれ信仰の対象物であったものを蘭学好みの蘭婉が自

邸へ移建したものではなからうかと思う。灯籠の特色は火袋、中台、竿柱が純粹の白川赤御影石であるが宝珠は砂岩、笠塔はやや六角形の安山石であるので上の二つは寄せものであることがわかる。しかし潜れキリシタンは切支丹信仰の露見を怖れてわざと寄せ石の合作とし、疑いの時の逃げ場にしていたという。中台の下側に花の模様のあるのは豪華で相当な上流家格のものと思われる。舟形の凹みの中の尊像は冠をかぶっており観音型であるが僧衣の下位の両足の先は丸足で開いていないのは外人型の開き足を怖れての作と思われる。竿柱の前面左右の角はわずかに斜めの面取りをしてあるのも織部灯籠の優美な風格であり、この落着きのある一見異国風な観音塔を秘かにクリスチャンの人々が礼拝していたものと思われるのである。

浦町養寿寺の織部灯籠は江戸末期の頃中津城内二の丸（旧裁判所大銀杏樹の下）の長福寺跡に埋もれていたものを夜々の怪しい火魂の消えゆく所から堀り出したものといひ、竿柱石のみをのこして竿立、宝珠は借り物であるが、竿柱の下部は人工の手が加えられておらず地下に埋められていた基壇の部が太く残っている。笠塔の上部は白御影石のラテン型十字でその球状は道化の神の宇宙と主イエスを象った形であるドーム形の凹みは洞内教会堂の意であり尊像は六頭身型の西來人の容姿であり、下部の両足は外開きに左右を向いているのは外人である聖母か聖者の形であり、その左右両向の方向はこの切支丹信者の棲家の方向を表わしているという。ここ養寿寺の住職は不在で坊守さんに聴くと俗に「九人地蔵」とか「九人供養」と申して供養をし供花もしていると申していたが、これは後記の自性寺の灯籠と同じく「九人地蔵尊」というのはその昔、殉教逆磔にあつた九人の切支丹宗者のことであろうということである。松田氏はこの養寿寺の切支丹灯籠こそ素材純粹のものでそれぞれの五塔石はそろっていないが竿柱石のみにても判然と潜れ切支丹の難行が偲ばれる好古のものだといつて拓本にとつてゆかれたものである。

新魚町自性寺の山門を入れて左手御堂前の塀にそつた六地像尊と観音堂との間、山路やしやがの葉の茂る中にこつそり如何にもしのびやかに立っている一基の小さな織部灯籠がある。ここもやはり竿石ばかりの塔で笠石は他の塔の端石をのせたものである。小さく苔をおびて尊像も余り浮き出ていないが、いかにも弾圧下のものらしくわざと変形させて足の部分はなく円く

粗形とさせているがミカイエル（教会堂）の中の尊像は秘かに胸に両手をあて、十字を切っている。住職の川北氏に聞くとここにも「九人供養の自蔵尊」という口碑が伝えられ、その九人他蔵の位牌が観音堂に祀られているというので松田氏とともに拝見させていただいたが、寛文三癸（一六六三）四月十六日より七月十六日までに三度にわたりおしおきをうけた邪教の山伏たちというが、その戒名はいずれも禪定門であり切支丹信仰のために処刑された殉教藩士の霊を祀ったのではなからうかと思つたのである。九人地藏（禪定門）は信士信女の戒名よりも上俗のもので禪宗でいう、「三即一是、一即三是」は切支丹でいう天と子と主の三位一体説で切支丹制圧が厳しいので禪宗に転んだようにして秘かに密教していたものと思われる。また、弦月〇〇信士などの戒名も弦月は三日月であり「ミカイエル〇〇」の意で、三カ月形の前曲りの石塔に戒名を刻む。キリンタン塔である。また庚申塔や猿田彦塔に十字やT（クルス）井・H・S・E（エケレンジア教会または伝道所）などの陰刻をしるし石塔の宝珠や笠塔の下部や欲込みの所に記すなどその苦心の難行がうかがわれるものである。

最後に金谷南ノ丁井上次郎氏邸内の織部灯籠は、もと近くにあった休閑院（自性寺・末庵の観音堂）にあったものを休閑院廃棄の時に移されたもので、私どもの幼少時には休閑院の銀杏樹の下にあったようでぎんなん拾いの時の記憶に残っている。宝珠、笠塔は寄せもの火袋は両側に日月の孔があり、日は東向き月は西向きにあって宇宙天主を表わしている。中台には蓮花紋があり竿柱石の凹形は舟型であり尊像は立派な八等身の西来人であり衣文に逆W字のガウンを着ている姿は正しく聖者キリストの尊像である。

以上述べたように四基の切支丹灯籠が主として藩公ゆかりの菩提寺またはその末庵にあることは衆団信仰のミサ（礼拝祈禱）を行なうのに個人の邸宅にて行なう場合の疑いをさけて、かえって管領下の危地なる菩提寺にとびこんで建ててその十七日の観音さまの日に合同礼拝をしたことはむしろ死を決しての窮余の策ともいふべきでその潜れ切支丹の苦しい信仰がしのばれるように、哀愁を感じるものである。

松田氏の調査によればこのような潜れ切支丹灯籠は全国には百八十余基ばかりあるが、九州では松浦藩の唐津が五基、中津

が四基、佐賀が五基、長崎四基、福岡一基、鹿児島一基とあるのもわが中津藩がかって細川公による切支丹信仰の地であることとの証と三斎公と古田織部正との親交がこの切支丹灯籠となつてゐることを思うとき、他に切支丹墓や文献資料が少ないことはその禁教の厳しさを語るものであるが、この切支丹灯籠を有力なる切支丹資料追跡の足がかりとして今後の研究をつづけたいものと思う。

(参考資料)

○「潜伏切支丹信仰と切支丹灯籠」

松田重雄著

○大分県の文化財

大分県教育委員会編

○古田織部、細川三斎

茶人シリーズ淡光社

○切支丹おぼえ書雜記(自筆)

(三) 切支丹禁教と宗門改めのこと

キリシタン大名黒田如水(シメオン・ヨシタカ)は慶長五年(一六〇〇)九月関ヶ原の合戦において徳川方に組し子長政を出陣させ大いに戦功があつたが自分は中津にあつて大友と戦い石垣原の合戦において大勝し、豊後を平げさらに豊前に戻つて小倉城を降し筑前に進攻、十一月に中津城に引きあげたが長政の関ヶ原役とともに父子して徳川勢に大功あり今年十二月筑前(福岡)の五十二万石の大名として移封された。

如水長政父子は最初イルマンの居住地や宣教師のミサを大目に見ていたが家康、秀忠の禁令布告が厳しくなると自ら切支丹信仰を止め仏道へ帰依していった。シメオン・ヨシタカは慶長九年(一六〇四)京都の伏見で歿した(59才)が生前博多の教益堂に寄附金(チエクス)をしていて自分をそこに埋葬するように遺言した。のちこの天主堂はこわされ宣教師の居住地は没収されて寺領となつた。

長政も専ら幕府の禁教政策にそつて弾圧をきびしくし慶長十九年(一六一四年)三月の宗門改めの時は前領地中津よりつれて来ていたトマス渡辺とヨハキム進藤(五十才貧乏な医者)は箱崎の松原に三日二晩逆吊りにされたがなおも改宗しないので

遂いに斬首され殉教者となったという。

細川忠興、忠利父子のキリシタン信仰と禁教弾圧については前回に述べたが寛永九年（一六三二）肥後（熊本・八代）五十万石に転封後は徳川幕府の禁教布告がきびしくかくれ切支丹に潜行して熱心に信仰するものがたえないので幕府の禁教懸賞訴人の制に習って寛永十一年（一六三四）六月二十八日細川忠利・松井家老名・長崎奉行の連名によって布告を出し訴人には褒美の銀札を与え、届け出された切支丹は長崎や江戸、大阪へ送り厳罰に処することになった。これら細川家の切支丹資料は肥後八代の細川家松井家老の資料館に現存されていて中津藩当時よりの関係記録もあり中津藩伊藤田領内の福島、庄屋福島半右エ門以下四十七名がはげしい弾圧を怖れて転び切支丹として転宗したことなどが書かれてあるということである。

寛永九年（一六三二）小笠原長次は播州竜野（六万石）より中津へ、叔父忠真は播州、明石より小倉城へ十五万石と移封されて来たのであるが、間もなく天草、島原の切支丹宗徒の反乱が起り寛永十二年（一六三五）より十四年二月まで島原の乱に幕府の命により出陣した。その後、切支丹禁教の政策はいよいよ厳しく、「切支丹密教者の訴え」「踏絵」の実行、「切支丹宗旨改帳になったのであるが前回に述べた「切支丹灯笼信仰」のごとく、観音、地藏、荒神さま等一般民衆の信仰の中にかくれて秘かに集会折禱をし、また城内の石垣にクルスをしるすや、神社、寺院の信仰対象物に秘かな十字を忍ばせてまぎらわせるなど根強くその信仰は行われたものである。

切支丹訴人の懸賞布告文

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審なる者有之ば申出べし御褒美として

ばてれんの訴人

銀三百枚

いるまんの訴人

銀二百枚

立ちかへり者の訴人

同断

同宿ならびに宗門の訴人

銀百枚

右の通り之を下さるべし、たとひ同宿宗門の内たりといふとも、訴人に出づる品により、銀三百枚之を下さるべし、隠し置き、他所よりあらはるるにおいては、其の名主ならびに五人組、一類共に罪科に処せられるべき者也、よつて下知件の如し

延宝二年（一六七四）十一月廿四日

右之通に仰出間固く相守者也

右の禁教訴人の高札は延宝二年（一六七四）、中津藩では島原の乱出陣後二十数年後のもので、藩主は小笠原公二代の長勝公である。公は六年前の寛文八年（一六六八）二月には肥前島原藩の城受取りの大役を果しその功により豊後高田領の二万八千石を領有している。

なお文中の

- (一) ばてれんは伴天連で神なる父司祭神父である。
- (二) いるまんは修道士で指導者である。
- (三) 立ちかえり者は転び切支丹・キリシタンより転宗したる者
- (四) 同宿は家族ではなくても召使い等同家に住むもの
- (五) 宗門の訴人は同門、仏道同行の中なるもの

この切支丹訴人の制は天和、元祿、正徳とつづき中津藩でも小笠原期が最も多く行われていたようである。

江戸中後期奥平公時代においても切支丹邪教取締りについては小笠原時代と同じように行われていたが邪教、殉教や信者の反乱一揆のような歴史的事件はなかったが邪宗門弾圧の手は決して緩めず、宗門改めの踏絵や届出は年々行われて常に重要な往来口や海港、運上場等には高札を立てて領民に堅く禁教を守らせていたようである。以後江戸期における切支丹禁教関係の資料を覚書ノートの中から掲げて見ることにしよう。

資料(一) 宗旨御改手形之事

一、大橋寛内と申す御仁代々浄土真宗にて当寺旦那にまぎれなく候若し御法度の切支丹宗門の類と申す者御届候節は拙僧何処にても罷出急度申訳可仕候為後日仍つて如件

文化十年(二八一〇)

蠣瀬村

酉ノ九月

照雲寺 印

奥平八之丞殿

註 ○文化十年は五代藩主奥平昌高公の頃である

○寺請の宗門手形で邪宗門でないという証明書で旅行、宿泊などの用に使われたものである

資料(二) 宗旨御改手形之事

一、浄土真宗 旦那寺 桜町 明蓮町

安部杉右衛門 印

一、私召仕男女切支丹宗門之旨無御座候為其寺請状受人方江鎚に取置申候間請状ニ書入させ申候為後日仍而如件

嘉永七年(一八五四)

寅四月

今泉太郎右衛門殿

村山善兵衛殿

註 ○村上善兵衛は嘉永四年四月三日付宗旨奉行中西藤九郎の跡役となる

○今泉太郎右衛門は嘉永三年二月十六日宗旨奉行本役となる

○この手形は同宿の召使男女の切支丹でないことの寺清証文である

○嘉永七年の米使ベリー来航の翌年である

資料(三) 宗旨御改手形之事

一、禪宗 旦那寺 自性寺
新魚町

奥平教馬 印

一、私召仕男女切支丹宗門之旨無御座候為其寺請狀受入方江鎚に取置申候間請狀書入らせ申候為後日依而如件

弘化二年(一八四五)

巳四月

佐竹 土太郎殿

猪飼太郎兵衛殿

註 ○佐竹土太郎は天保十三年寅年五月より宗旨奉行である

○猪飼太郎兵衛は島津祐太郎と共に幕末家中の軍師である。会津征討には隊長として出陣武功あり江戸錦絵にかかっている。新魚町自性寺内にその墓あり。
(指南役、宗旨奉行)

○この頃海防論が唱えられ佐久間象山に指導を受くる。

資料(四) 宗旨御改手形之事

一、浄土真宗 旦那寺 正行寺
永添村

加来善意 印

一、私支配表御坊主七人切支丹宗門旨無御座候其寺請狀慥に取置申候

一、私召使男女切支丹宗門旨無御座候為其寺受状受入方江鎚に取置申候間受状に書入させ申候為後日之仍如件

嘉永七年(一八五四)

寅四月

村山善兵衛殿

今泉太郎右衛門殿

資料(五) 宗旨御改手形之事

〇〇〇〇 印

一、私支配御出藏御勘定人

鈴木三太夫 村上利藏

晴野藏助 岡田民藏

切支丹宗門之旨無御座為其旨手形取置申候

一、私召使男女切支丹宗門之旨無御座候為其寺請狀受人方江慥に取置申候間請狀に書入させ申候為後日依而如件

弘化二年(一八四五)

巳四月

猪飼太兵衛殿

佐竹土太郎殿

以上は江戸末期に於ける切支丹御改手形の中、寺、家士格の者の手形請狀の二、三を例記したが一般大衆農民町人においては五人組、旦那寺単位に連名連署して捺印の上、町年寄、庄屋が証人として最後に記名して寺毎に宗旨奉行に届出していたようである。その文書は沢山あるが例にあげれば

資料(六) 切支丹御制禁之事

一、切支丹宗門累年御制禁に付堅く相改旨之所仰出依之五人組之者は毎月吟味仕り旦那寺を書附組合之者ハ銘々印形可仕候、

庄屋年寄五人組立合の上見届申候組合之内は不申及他組たりといふも宗旨疑補所作之者ハ勿論他所より来候者 留仕候
ハ詮義の上庄屋江相断急度可申上事。

一、浪人者ハ由緒有之者留置候では宗旨相改庄屋へ相断究之上手形取其旨可申上候無断留置協より願候ば当人者ハ勿論不
申及庄屋年寄五人組迄如何様之由事にても仰附候附而 商人来刻二夜より外逗留仕候ニハ宗旨相改其所 宿手形庄屋加判
仕指上可申候

一、不徳之僧侶不審儀申立不断之所作習行たる者御座候ば押置早速可申上事

右之涼相の間敷若隠置脇より露影仕候ば大庄屋庄屋年寄五人組迄急度重罪に付仰付候為其之五人組帳運命仕差上申候為後日
仍而如件

嘉永七年(一八五四)

寅四月

一、浄土真宗 且那寺 五人組頭 直助 印

蠣瀬寺

照雲寺

五人組頭

直助

印

一、同宗 同寺 右組内 清五郎 印

一、日蓮宗 且那寺 同所 新次郎 印

中津寺町

大法寺

同所

新次郎

印

一、浄土真宗 且那寺 同所 伝藏 印

中殿村

西方寺

同所

伝藏

印

一、同宗 且那寺 同所 照雲寺 印

蠣瀬寺

照雲寺

同所

作之

印

○

一、浄土真宗 旦那寺 五人組頭
蠣瀬寺 畑田幾太郎 印

一、同宗 旦那寺 右組内
嶋田村 明照寺 又 蔵 印

一、同宗 旦那寺 同所
中津桜町 明蓮寺 彦 助 印

一、同宗 同寺 同所
八十八 印

一、同宗 旦那寺 同所
蠣瀬寺 照雲寺 こう 印

(中略)

同村年寄 次 兵衛 印

右同断 久佐衛門 印

同村庄屋 久保新内 印

蠣瀬威右衛門 印

宗旨奉行所 様

註 ○久保新内は一ツ松の百石水車で名主小屋格であった

○蠣瀬威右衛門は大庄屋である

右は宗門改めの書上帳にて他国者逗留や疑義者所作怪しき者について隨時改め調査をして届出を至急に行わしめ、町人、百姓衆人については五人組において同所同時に共同改めを行い連名にて書上帳を作らせて五人組々頭、年寄、庄屋、大庄屋と連帯証人を作り全責任をとらせていることは如何に宗門改め制がきびしく周到なる方法をもって取締ったかが伺われるものである。

(四) 宗門改めと踏絵の事

宗門改め帳の書上げ、寺請手形の領布と踏絵のことについては三者一連のことにして旦那寺、町年寄、庄屋の肝入りとして例年旧の正月より四月にかけて行われていたようであるが最初はかくれ切支丹者がいて恐怖の中に悲痛な思いで行われていたが江戸末期には切支丹者も極めてまれであり稍々形式的になって一種の正月行事の一つのようになり女房童子や遊女芸妓などは正月の晴着に一調羅を着飾って寺の門前に並び華かな享栄の風さえ見えて祭行事の風俗のごとくさえあったという。しかし切支丹者については主イエスの像や十字架の像を足踏みする汚濁の所作であり己が身の死をもってさえ避けられないことであって身の潔白をもって殉教に進んだ者も幾人かあったことであろう。

踏絵は寛永十四年（一六三七）の鳥原の乱後より始つたようであるが中津藩では正保元年（一六四四）小笠原長次公時代から行われたようである。江戸時代末期安政年間（一八六〇）まで行われたようだが詳しい記録はないが市令録や庄屋日記、口伝などによると正月三ヶ日が過ぎると各町の町年寄や庄屋が奉行所に踏絵板の申請にやつて来る。翌日から町民に対して踏絵が行われているのであるが名主や組頭（五人組）はそれぞれに受取つた踏絵板を各戸ごとに廻つて宗旨踏絵帳に照合し正否を記載するがこの時家士の立会人が監視するが旦那寺や町会所で共同に行う時は宗旨奉行や代人が立見役となる。その日家々ではどの家も道を清掃して静かに名主や組頭、立会人の来るのを正座して待つてゐる。やがて遠くで「お出でえーお出でえー」という歌うような知らせのお布れの声が聞えると家族の者は一列に並ぶ。先づ一家の主人が踏み、女房が踏み、子供達が踏む、赤ん

坊は母親が抱いて踏ませ、病人があれば役人立会の上、寝させたまま踏絵を足にあてて触れさせる。そして最後に同宿の召使男女や僧侶芸人などが行う。踏絵板は縦七・九寸、横四・五寸の板又は銅板に耶穌像又は聖母像、十字架のクルスの絵が浮彫にされている。宗旨踏絵帳には住所町名、且那寺宗旨名、家族氏名、年令を記し、終りに年月日と五人組名庄屋名などが証人として記名されている。

資料(七)

(表紙)

嘉永七年	板場組
宗旨改踏絵人高書上帳	
寅	
四月	上之畑村

(内容)

上之畑村	武平	右之通踏絵人高相改
○覚平	幸平	書上申候
萬蔵	喜三郎	以上
○喜助	完平	
庄市	喜之助	寅四月
光平	丈助	年寄
作兵衛	庄兵衛	喜助
		印
		庄屋
		覚平
		印

真平 作右エ門

利八 勇兵

三千作 度藏

メ拾九人

註 ○上之畑村坂場組は三保区藤田の坂場集落であろう、伊藤田は今津組、鵜瀬組と共に中津在の大庄屋であった。

○記名は五人組別でなく集落で行ったので家族の主人の名であろう。

即ち部落全体の共同責任である。

資料(八) 同じく五人組の踏絵人高書上帳の例

一、浄土真宗 旦那寺 菅津町 観定寺

一、浄土真宗 旦那寺 高瀬村 浄福寺

同宗一門

五人組頭

増右エ門 印

右組内

嘉左衛門 印

〃所

喜平 印

〃所

新助 印

〃所

忠吉 印

同宗一門

五人組頭

清四郎 印

右組内

源平 印

〃所

政右エ門 印

〃所

宗八 印

〃所

又作 印

嘉永七年寅四月

弘化二年巳四月

資料(九) 宗門改め踏絵人高書上帳の例

一、浄土真宗 且那寺 歳四拾五 仲左 印
合元寺

同宗 同寺 歳拾老女子 やす

同宗 同寺 歳五拾老 民次郎 印

同宗 同寺 歳四拾老 女房

同宗 同寺 歳拾四男子 助之

同宗 同寺 歳八ッ隆次郎女子 もも

同宗 同寺 歳四ッ同人女子 へい

同宗 同寺 歳五拾三同人 母

源藏 印

二、浄土宗 且那寺 歳五拾八後家 ちよ
寺町 浄安寺

(略す)

人数合五拾八人

内 男三拾貳人

内 医師 貳人

座頭 壹人

女 貳拾六人

註 ○寺で行った絵踏みである印のあるのは重なる責任者であろう。

資料(十) 藤林左仲格合の覚え

御尋に付申上候、藤林左仲祖父甚兵衛元祿六年(一六八六)上方より当地に引越し能大夫相勤候(京町商人格式にて)

一、年頭御礼の儀大和屋幸平の次に左仲相勤申候幸平儀先代より申上候共組支配下に御座候

一、踏絵の節町年寄格御用達三人三社司次は夏目解納由様に御勤候高野源助医師それより御城江お礼の町人右の順にて踏絵

仕候尤御城御礼は町順に罷出候踏絵も同様に幸平、左仲も右御城御礼之町人の中相加り町順に踏絵仕候、権右エ門儀は

下踏に京町、町人踏絵仕候跡にて絵踏み仕候宗門御改帳面とも京町町入の末に左仲並に家内のもの名前相詰め差上参候

尤も権右エ門大貞宇佐日田江参り候節帯刀仕候、右権右エ門帯刀の事誰様御奉行之時御免仰付候也不存候へども会所大

帳にも無之先役の者承伝之不申候

一、先年、町年寄三木屋新次郎古魚町播磨屋四郎左衛門御茶ノ間へ罷出候共格式等仰付候儀は無之候尤も播磨屋四郎左衛門

儀は其節御城御礼之人数に御加遊され候以上

明和四年(一七七二)

辰七月七日

町年寄

註 ○藤林左仲は祖父の代より能楽師として中津城下へ来り御城能、町能、大貞能の師匠をした芸達人であった。

○京町(現笹屋菓子舗前角やしき)に能けいこ所をもっていたという)その能舞台は現在桜町天満宮の拝殿に移築されていて格天井絵など昔日の面影がのこっている。

○佐仲は上方人であり商人格としたが、正月御札や踏絵の時の格式順を書いたもので京町、町会所大帳の中の記録であろう。

○お正月の城中御札ご挨拶と踏絵の格式順等が同じく行われていたようである

資料(七) 上踏絵願出之事

藤林左仲恠安治郎(御能大夫) 上踏願出候事

一、合元寺又は大法寺にて行ひ切支丹絵踏は家格よつて上踏、下踏と場所を異にするに付き上踏願出は身分の格上げを願出た事と成るのであるがこの願いは許されなかつたという。

註 ○上踏は寺院の座敷で行ひ町人は町年寄以上武士は家士以上であつたようである

以下下級の町人大衆は下踏(土間)で行つたものであらう

以上は古文書や市令録・町会大帳等による僅かな切支丹関係の資料より書写した覚書であるが数年前旧中津町会所の総町年寄姫路屋(博多町住)井上長兵衛宅より出でたる中津藩各町関係の宗旨改帳、絵踏書上帳等寺院名寺印押の各町各年次別の大帳十数冊が市内の某表具店に所蔵されていたが先年伺つて見たら旅行者(島原市の人が好古の切支丹資料として)に買上げられたと聞いて中津に在るべき好資料を失つてまことに残念に思ふのである。最後に中津における唯一の切支丹資料として数年前、旧河口御番所(現下正路連上場跡)の天領日田蔵の前、遊女屋、日田屋の改築の時に二階の壁板として使用されていた切支丹制禁の高札が見つかり下路町の渡辺氏が所蔵されていることは幸いである。

資料(八)

定

一、切支丹宗門之儀ハ是迄御制禁之通固く相守事

一、邪宗門之儀は固く禁止候事

慶応四年三月

太政官

右之趣候 仰出御領内之者堅可相守候也

義作

註 ○川口御番新は下正路浦運上場にあって瀬戸内・大阪通ひの千石船の出入りする所なので旅人の往来がしげく邪宗門取締に大切なところであろう

○慶応四年は後の明治二年でありやがて宗教の自由が認められたので切支丹禁令の最後の高札である。

○「義作」は川口御番所の町年寄勤番の名であろう

以上江戸中後期における切支丹禁制に伴うわずかな資料を列記したが細川の最盛期後は中央の取締りも厳しく徳川親藩の奥平藩としては特にその臣下に熱心なる信者もいなかったので平隠であったが今でも寺院や庄屋、町年寄、旧家の古文書や日記類、襖紙の裏うち等からこうした宗門改めの資料が出て来るので単なる反古として焼捨てることなく留意することが大切であらう。

(参考資料) ○清水幸雄氏蔵「宗門御改帳」他

○市岡書館所蔵「総町大帳・市令録」より

○切支丹おぼえ書雜記(自筆自写)

○参考本「切支丹風土記九州編」「切支丹料集」「日本史資料集」

追記

- ◎ この原稿は中津の文化総合誌「耶馬台」の八号(43年11月刊)九号(44年3月)10号(44年6月)に郷土史資料として発表したものです。
◎ 引つゞき第十一号(44年9月刊)にキリシタン(新発行)第十二号(44年12月発行)に明治初期より宣教師と異人館やしき(現在中)を公表の予定です。
墓石

(五) 切支丹墓石のこと

(イ) 中津近郷のキリシタン墓地については昭和三十五、六年頃当時大分県における切支丹研究の権威として竹田市立図書館

の北村清士先生と大分大学教授の半田康夫先生によって大友宗麟領下を中心として豊後方面はとくに研究調査が進められて各地にかくれた切支丹の墓群が発見せられて紙上にも発表せられ両先生の「切支丹研究書」にも詳細に記載されているが、残念なことには豊前(県北地区)における切支丹の資料は乏しく未発表のままになっている。

さきにも記したレオン・パジェス(伊人・神父)の「日本切支丹宗門史」にもあるごとく豊前の領主黒田孝高、細川忠興は信長・秀吉の影響もあって一時は熱心なる切支丹信者であり、英彦山や求菩提山、宇佐八幡宮や大貞薦神社の祈願寄進誓文にも自ら切支丹のローマ字印章を使用したりして細川忠利の頃(慶長・元和)には豊前六郡(速見より小倉に至る)に切支丹信者は三万または四万人といわれたが、禁制弾圧の際には約三千人を処刑したということになっているが、その迫害殉教の跡と思わる切支丹の墓石や遺物がまことに稀少であるのは豊後の大友藩下のぼう大なる遺跡とは実に対照的である。これは秀吉の禁教以後細川氏が身の安全のために約変して極端なる禁教政策をとったのとつづく小笠原、奥平治下の江戸時代(二百数十年間)藩公が幕府の家康、家光を中心とした鎖国禁教の政策を徳川の親藩、譜代藩として専ら遵法したためであろう。このようにして県北雄藩における切支丹遺跡というものは前述したようにわずかに切支丹秘物ともいうべき四基の織部燈籠であり地蔵や文殊菩薩にあやかかって仏教信徒に疑装してあえて藩主の菩提寺や本丸、二之丸内の祈願所「死地への殉教を覚悟しつつクルスを押しマリアを信心したものであろう。しかしいくら弾圧が厳しく詮索が密になったとはいえ決して熱烈なる西教帰依の信仰は止むべくもなくこの切支丹は川をさかのぼり山を越え筑紫へ肥後へと隠れ逃げられたことであろう。

こういう意味で、丁度昭和三十四、五年頃私が市教委に在職中に「中津市史」編さんの主幹となっていた時に半田康夫大分大学教授と共に三百余年前の細川父子当時の切支丹関係の資料調査をすべく中津浦竜王墓地、金谷三味墓地(さんまい)(両所は中津城下古来の墓地で下級藩士の墓が多い)また吉富町の天仲寺墓地をはじめ市内の寺院の墓地や宮永、小楠、大幡、如水方面の古い墓所を調査致しましたが、切支丹と判明する十字架型やかまぼこ型の寝墓はいずれも新しく十字の花文様やローマ字のパレレン名も標してあるが、ほとんどが新しいもので古いものでは明治初年開教後の二十年代のものや、大正初期のクルスばかりで

あつた。

ただここに疑問をもたれ研究の余地の充分にあると思われれるものはむしろ中津近郷（城外）にある江戸期の柵型すかたの墓石であり台石、穂石の比較的短い型で上部の頂面に斜十字の稜線がそれらしく思われるものが大幡、上ノ原、真坂方面に見られている。半田教授は切支丹禁教が年々厳しくなると信者は次々と追われて川へ沿つて山地へと隠れ、英彦山、求菩提、松原山、松王山へと隠所を見つけ山岳修験の信徒へと転宗しつつ、秘かに天主を信仰して行つたのではないだろうか。耶馬溪の奥地にも切支丹らしき一群の墓があると洩していたが、他日お伴をして調査に出かけることを約しつつも先生は遂に亡くなられ残念なことである。

川向いの天仲寺の切支丹墓地は小笠原藩公を祀る頂部にある五輪塔の一段下の東南面せる笹むらの中にかなり広い台地をとつて、夏目家老の五輪塔や竹本津大夫や藩儒の墓、美濃派秋風塚の蕉門句碑塚などとはほぼ同じ所にならんで二十数基眠っているが前述のごとく比較的新しいかまぼこ型の寢墓も数基はある。その中にただ一基丈ただが高く穂の長い普通の型のものがある。これは明治二十年頃中津に布教に来られた長田神父の碑で神父は肥前平戸よりはるばるこられてこの他に熱心に布教しつつに逝くなられたやうで異国の丘に静かに南の故郷を仰いで眠られている。秋の日は短く十月のある日私の子どもの頃の記憶によりこの天仲寺山には深い草むらの中に多くの切支丹寢墓があつたやうで何だか妖怪な気分であつたはずね歩き家人に注意されたものである。半田先生はこの丘陵の様子や方位などよりしてこの墓地は新しいが奥平、小笠原以前にも必ず切支丹の墓があつたに違いないといつて深い熊笹の中を私と二人でコツコツと棒でさぐりながらたいたいてると、やつと一つの巨大な寢石を見つけたがどこかに十字かS・T・Hなどの潜れ文字はないものかと思つて銭苔を削つたりしたものだがついでに見付からず余りに巨きく牛の胴体のような円筒型の石で転がすことも出来ずそのまま謎を付したるまま別れたが今なお熊笹の藪の中に伏したるままと思ふのである。

(四) 正福寺跡の切支丹墓

箭山(やぶ)(八面山)の方に切支丹の墓らしきものがあるということとは戦後まもなく聞いたことである。文化財専門委員の山本聰治先生や大貞のドン・ボスコ学園の神父さんなども調査されてほぼ江戸期の切支丹斗と斗ます墓に違いなろうと云われているので三度ばかり一人で行って見た。前述の如水や池永、宮永方面にある柵型墓と大体同類であるが、土地の古老の口伝を聞けば種々と珍しい災たたり話ばなしがありそれらしい伝説もいくらかはある。ここは現在では三光村原はらくちさいらいじ口西来路の地であり。西来路は西より来る西教の路(西教師の道筋)であり郷土西米氏の居城でもあり西来路は西来寺に通じ西来氏にも関係があり。西より来る道と寺とその信者とも思われるのである。この辺は昔、大友、黒田、野仲一族などの戦乱がしばしばあった土地で昔この原口の丘陵地に正福寺という寺があつて一町四反のやしき跡があり大友戦争の焼討ち後はその追善供養のための墓石であるうか五輪塔や柵型墓ますがたばかが田畑や藪中に転っており、現在遺る二基の柵型墓(切支丹墓らしきもの)の他二十二、三基は大正の頃まではあつたというが、四十数年前の新道工事の際に移動しあるいは道路の礎石として運ばれたがその墓のあたりから沢山の焼米が発掘されたということである。また現存する二基は穂丈六〇纏位で台石の側面に元祿三年四月(一六七四)との銘があるというが私は正確に読めなかつた。すぐかたわらに同銘の五輪塔が一基ある穂の頂面の稜線斜十字の線は美しい。

元正福寺跡の地主である一老人に聞いてみると「子供の頃からこの墓地で遊んだらたたりがあるので行くな」と親から注意をされていたというが何だか他の墓所とは隔たりをもっていたようである。またこの地主のU氏の庭前には屋敷神として夷えびす様荒神さま、弁天さま、稲荷大明神といずれも欠損した素朴な自然石の石造神が並祀されているがこの口伝のある正福寺境内に祀られてあつたものを掘出し集めて合祀したものであろう。ともあれ西来路の地名と正福寺墓地と切支丹斗と斗ます墓との因縁は研究する余地のあるものだと思う。

(五) 伝法寺岩戸見明神のキリシタン墓石

城井谷「伝法寺村」とは現在の築上郡築城町伝法寺で後藤又兵衛の「乞食大将」（大仏次郎著）や「黒田如水」（吉川英治著）で名高い天正の昔、秀吉の家臣黒田如水が東九州征討の軍を率いて豊前の地にやって来たが頼朝幕府の派遣以来四〇〇年間豊前豊後の地の国司守護職としてその知勇と信望を謳われていた宇都宮一族の中樞の地でこの城井谷の山奥に要寒堅固の山城をもち、この城井谷一帯の平地の門戸として咽喉元をおさえる要地に宇都宮の重臣領地七七〇町歩の俸祿を持たせた伝法寺兵部大輔の館地であり、また宇都宮家の勸請による産沙神が祀られていたのである。即ち鎌倉時代文治元年（一一八〇）七月七日豊前の領主、宇都宮大和守信房公が同国同村清寿山に故郷下野の国より守護神を勧請して神祠を創建して岩戸見大明神と称す。また建久六年（一一八六）五月再び社殿を現在の宮山に移し新築する。岩戸見大明神の御什物（鞍一口）城井谷合戦の際、社人権太夫と申す者、求菩提山の豪貴と申す法印へ預け云々（芳賀文書）とあるが、この時、細川越中守の家臣（築城仲津城井の郡代）加賀山隼人の名が出て来るが、岩戸見明神の神物の馬鞍の献納のことが示されており、加賀山隼人は、元宇都宮公の家臣であつたが黒田、宇都宮戦後に生き延びて細川公に再封しており、熱心なる切支丹信者で以前から切支丹信奉で有名な高山右近やガラシャ夫人と親交もあり、小倉や中津に滞在して切支丹伝導にあつた神父セスベテスの洗礼を最初にうけた熱心なる信者で、忠興の子忠利へもすすめて小倉にて切支丹の洗礼を受けさせ、亡きガラシャ夫人の大ミサを小倉の教会所にて祭主忠利を扶けて行っているほどの切支丹さむらいである。

この岩戸見神社の祭神は天照皇大神、大己貴命、天児屋根命の三神であつたが後に、手力雄命を合祀されている。その境内は城井川に東面した要地で杉、松の古木に囲まれ北東南の三方も眺望される堅要の地で武槌甕神社、祖霊社、貴船社、金敷社、遠矢塚、上馬場石祠などで撰社末社も多く祀られそのかみの豪風が偲ばれるものである。拜殿の欄間や格天井の絵画彫物も豪華で多くの武者絵馬や百人一首絵馬などがあり「岩戸見大明神」の神額の金文字も荘重で、柱桁の交互の蛙股腕木も重厚で如何にも由緒深きその社格の面影が偲ばれる。この丘陵つづきの南側に不老山正光寺という門跡がある。今はささやかな文珠堂のみであるが、神社と同じく建久の頃宇都宮信房公の勸請された本尊文珠菩薩が安置されている。「太宰管内

志」や「城井斗争記」にも宇都宮公信仰の寺として出てくるが戦争のために焼討ちされて現在では小さい御堂に文珠さまを祀つてあるだけだが、五月の子どもの節句前後に祀りがあり「知恵文珠さま」と俗称せられ近隣の老幼子女の参拝者が多く甘茶の接待や、ちえ団子、ちえ蛤、ちえ餅や丸い玉の文珠おこしの露店が並び大そう賑わう由である。この文珠堂正光寺は、さきの岩戸見神社と同じく宇都宮家崇拜の神仏習合の社寺で、共に郷国下野より勧請し、宇都宮公信仰の院寺であったことは明らかである。私はかつて十数年前「郷土史研究調査」の折、図書館にて資料調べをしていた時、「伝法寺岩戸見大明神の末社は貴利支丹を祀る」という小書を見出し、覚え帳に記していたがいざれ黒田、細川の切支丹大名か城井谷、求菩提山などの隠者、修験者、法印、山伏等の中に切支丹関係者があつたのではなからうかの疑念をもち、城井谷宇都宮史跡調査(四回位)の際、懸念していたが、このたび本年の五月二十四日同行の歌友三名と共に車を降りて神社に詣でそれとなく礎石や台石、石燈籠や碑石など綿密に探索したのであるが、何もそれらしきものなく、あきし 諦めて石段を下りようとして去りがたく、なお石段の切石や、そばの積石などに注意していると不思議なことに上段より七段下りた左側の積石の一つの丸く巨きな野石(自然石のつたや、羊歯に覆われた葉かげにかすかに十字の型のクルス陰刻を発見して思わず大声をあげ近くの友人を呼んで共に丹念に調べたのであるが、まさに野石ではあるがクルス紋の刻まれた墓石である。そのまま附近の積石、台石を調べていると同所同段の左側(反対)にも十字クルスのある花崗石の台石を発見した。この切石の加工はたしかに母石の下のものであろう雑草を払い、苔をおとして群生する羊歯の中に手を入れるだけ入れて伸ばせば約一米七〇センチ程もあるうか、まさにクルス寝墓の台石と思われるが、堀つたり転したりすることは出来ぬのでしばらく佇つて眺めるばかりであった。幸に持っていたフィルムにおさめ、スケッチもしたがその附近一帯には野石(川原の自然石)及び加工された台石が幾つも積重ねられてあり、又上段の神前に並ぶ燈籠数基は明治、大正の頃の猷立であるがその石造物の台石はすべて円く平たい大きな野石の背の上に建てられてあり、あるいは同じような切支丹墓の台石ではなからうかと思う。その日は雨となつたため一行と共に悦びの心をもちつつもここを去り、城井谷天徳寺へと巡拝してかえつたが、帰宅後、郡史やその他の古文獻を調べて見ると前記のごとく切支丹郡代加

賀山隼人の領下でもあったし、慶長、元和以来の細川藩政下三、四万と数えられた切支丹の信徒が如何に弾圧処刑下とはいえ、どこかにそれらの潜在箇所があり、遺物があるべきものと思つていたのであるがその一端を発見することが出来て城下のキリシタン燈籠と共に貴重な資料を発見したと思つてよろこんでいる。その後二度目の現地調査ではむしろ文珠堂正光寺こそかくれ切支丹の礼拝所ではなかつたかと訪ねたが住職不在で由緒や口伝を聞くことも出来なかつた。しかしこの文珠堂境内にも穴不動(内洞窟)あり經典一字一石塔あり、後藤又兵衛戦場での手造りの手洗鉢という頑丈な石鉢などがあるが、この文珠堂は近世に転住されたもので焼討ち前の正光寺文珠堂は、ここより約二、三百米西北よりの宮山の裏側にある静かな池をへだてて松林の麓地に寺院があつた由でこの寺跡の北側に一群の古びた墓地があるという。野道で会つたお百姓さんに聞いた話だが、この池の上の墓地は何でも城井谷戦争か何かの墓で現在は寺もないので寺院関係もなく、勿論、村落の人との先祖の關係は全くない、お参りの人もかつてない無縁の墓が、草むらの中に妖しくも眠つてゐるという。夕べにはまだ、夏の日は長いので行つて見ようと思つたが、村人は一人では恐いようにさびしく、蛇も多いのでと申すのではやる気を止めて中止した。その後、今一度知己友人と連立つてクルス拓本のために行つたが大事な墨汁を忘れたので軟筆で型のみを写しクルスのサイズを調べて歸つた。いづれ近々の中にクルスのある岩戸見明神と共に正光寺文珠堂の文珠菩薩信仰にあやかちての切支丹信仰の謎を究明したいものだと思つてゐる。四百余年の昔、細川父子の切支丹信仰にはじまり、間もなく弾圧きびしい禁教の村となつた昔の人々がささやかながらもどこかにこうして神や仏の縁地にとび込んで信仰したのであらうことなどを想うとき、長崎や平戸天草や五島の殉教かくれ切支丹の聖地とは比較にならないが一抹のさびしき郷土切支丹の哀史として忘れたいものである。

それからあらぬか古来豊前六郡の中でもこの城井谷を東の限とし、築城、仲津原(新田原)の地方には切支丹信者(カトリック)が昔から多く、遠く米国やブラジル、加奈陀への移民も旺んでその子孫が帰国しては果樹園芸栽培などに精進し、開拓園の丘にはクルス十字の尖塔高く教会堂を建て、日曜のミサには家族揃つて礼拝する風習はどこか異国的な情緒を思わせるものがある。今より三百余年以前の豊前切支丹信徒の多かりし所、こうして三世紀の後まで貧しい下級武士の追放者か貧しい農

夫の信徒が素朴なる野石の一面に秘かにクルスを刻みしるして亡者の霊を天へ送ることの情をわびしく思うものである。

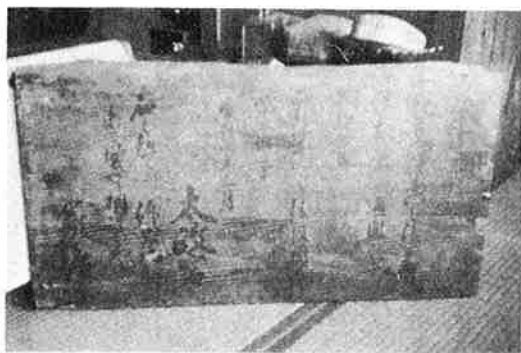
付 記

切支丹研究の川口恭子著「きりしたんころび証文」によると慶長十九年（一六一四）二月二十八日細川領の「下毛郡伴天連 門徒御改帳」（熊本県八代市の松井家文書（元細川家老職）によれば一二人の伴天連信者が夫々一三三個の切支丹道具（聖画像、ブロンズ、ロザリヨ、こたん、れきりやす、へるるかクルス、画像の絹布など）を所持していたので証拠として波収されたが後転宗ということである。これらの遺物は現在東京国立博物館にあるという。



かくれ切支丹織部灯炷

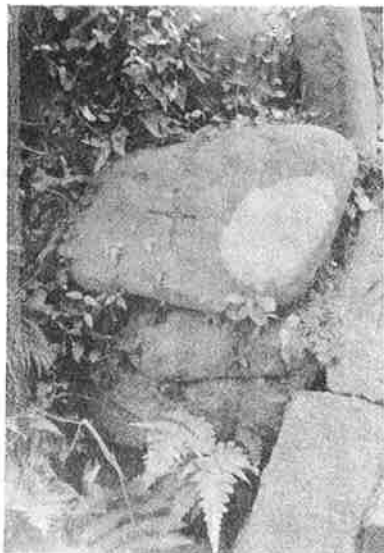
自性寺境内の「九人地藏供養碑」というが、切支丹禁教のかくれキリシタン塔である。竿柱の陰刻はマリア像を擬したる尊像。（中津に四基あり）細川時代。



切支丹禁教の高札

切支丹禁教の高札、下正路運上場の河口番所にあつたものであろう。数年前、日田代官詰所址（銀杏町日田屋）の取こわしの時、倉の壁に打つけてあつたとの。

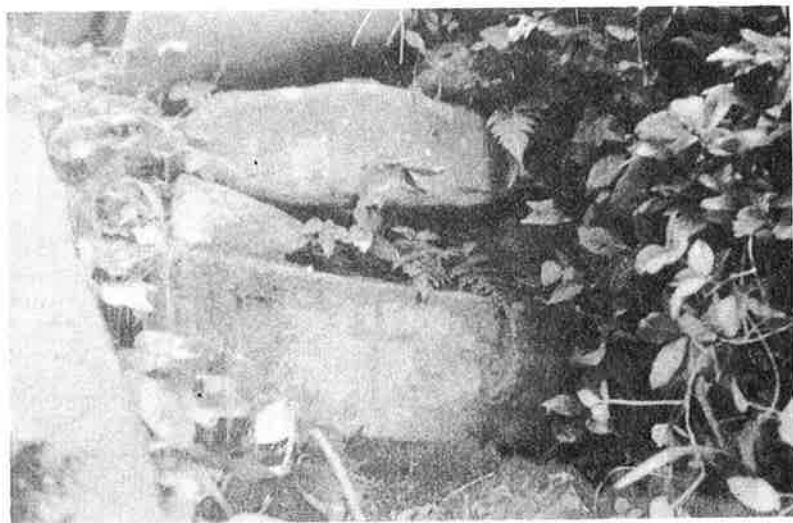
（下正路町 渡辺氏記）



伝法寺岩戸見神社（築城町）
境内のクルス墓石(A)



旧休閒院（金谷南ノ丁井上
次郎邸）のキリシタン灯籠



伝法寺岩戸見神社（築城町）境内のクルス墓石(B)